①　年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。

②　年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。

③　延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。

⑵　承継教育資金貸付けあっせん業務

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を踏まえ、引き続き、承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。

第５　財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第２項第４号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

１　運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

２　自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

３　不要資産の国庫納付

将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。

第６　その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第２項第５号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

人事に関する事項

⑴　効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。

⑵　人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。

公　告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第８６１号

大阪市西区北堀江１丁目１番25号　ほりとみビル４階

債務者　有限会社ｅｍｕ　ＣＯ.

代表者取締役　三村　喜則

１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　平川　良仁

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６４号

大阪市西淀川区大野１丁目12番９号

債務者　大阪タイヤ株式会社

代表者代表取締役　蒲生　敏男

１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　奥村　太朗

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９６６号

大阪市西淀川区大野１丁目12番９号

債務者　大阪スクレーパー有限会社

代表者取締役　蒲生　敏男

１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　奥村　太朗

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９７５号

大阪府東大阪市稲田本町１丁目30番８号

債務者　有限会社吉本鉄工所

代表者代表取締役　吉本　光夫

１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　坂元　靖昌

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月30日午後３時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６１号

沖縄県中頭郡中城村字北上原447番地

債務者　有限会社葵農園

代表者代表取締役　仲程　路芳

１　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　宮國　英達

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後１時30分

那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２６２号

沖縄県国頭郡東村字宮城515番地80

債務者　農業生産法人有限会社オキノー

代表者代表取締役　仲程　路芳

１　決定年月日時　平成25年３月25日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　宮國　英達

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後１時30分

那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第８７０号

大阪府吹田市南金田２丁目８番22―304号

債務者　株式会社さいとう

代表者代表取締役　斎藤　　巌

１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　洞　　良隆

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９５３号

大阪市中央区南久宝寺町２丁目４番11号

債務者　株式会社丸早帽子

代表者代表清算人　石原　一郎

１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　小林　　諭

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１４０号

大阪府豊中市宝山町22番50号

債務者　株式会社ナカツ

代表者代表取締役　中津　延彦

１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　森末　尚孝

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８５号

東京都中央区日本橋浜町３丁目35番５号

債務者　ファーム株式会社

代表者代表取締役　清水　　訓

１　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　定岡　治郎

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午前10時

神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９１５号

大阪府東大阪市角田１丁目11番５号

債務者　株式会社ＮＴ

代表者代表取締役　辻井　和彦

１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　溝渕　雅男

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後３時30分

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０４２号

大阪市中央区南船場４丁目10番20

債務者　株式会社エイチ・ビー・エス

代表者代表取締役　鎌田　末則

１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　都筑　康一

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２２０号

大阪市城東区野江３丁目27番16―202号

債務者　有限会社大樹

代表者取締役　梶山　孝雄

１　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　磯田　光男

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午後３時

大阪地方裁判所第６民事部